

指 示

平成24年10月1日

長野県知事
阿部 守一 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年9月20日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

長野県小海町、軽井沢町、御代田町及び南牧村において採取されたきのこと類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。